

意見公募（パブリックコメント）手続の実施結果について

案件名	登別市障がい者福祉計画(素案)	
意見の募集期間	平成25年2月12日から平成25年3月13日まで	
担当グループ	登別市保健福祉部障害福祉グループ	
意見の提出件数	3件	
提出された意見の概要と市の考え方		
No.	意見の概要	市の考え方
1	「障害者」と「障がい者」と2種類表記があるがこの二つの違いの説明が必要ではないか。	「障害者」と「障がい者」の表記ですが、法令等に基づくもののほか、団体名などの固有名詞については、「障害・障害者・障害児」と表記し、それ以外の単語や熟語として、「障害」を表現する場合は「障がい・障がい者・障がい児」と表記しています。 なお、目次末尾にこの表記の違いの注釈を記載することとします。
2	公共施設のほかに、民間事業者が所有する施設のバリアフリーについて、登別市独自の設置基準を定め、体の不自由な方なども安心して訪れることができる観光都市として、先進的事例を示すことはできないか。	民間施設等のバリアフリーについては、登別市ぬくもりある福祉基本条例第5条第2項で「事業者は全ての人の利用に配慮した公共的施設等の整備に努める」旨を規定しています。また北海道福祉のまちづくり条例においても、既存の公共的施設の状況に対し、「整備基準を勘案して、必要な指導及び助言をすることができる。」とされています。 このご意見については、事業者の費用負担や施設構造等も考慮しながら、障がい者等の利便性を図らなければならないことから、36ページの「第7章生活環境の整備」に記載のとおり、関係法令のほか北海道や当市の各種条例・計画等に基づき、関係機関と連携しながらまちづくりを進めることとします。
3	交通機関等のバリアフリーに関連して、例えば駅舎へのエレベーターの設置など条例による義務化も視野に検討するべきではないか。	具体例に示されている、駅舎のバリアフリーは、市民の移動手段の確保や、観光客の玄関口としての側面もあることから、民間事業者だけの問題ではなく行政の役割も大きいことや、民間事業者に負担が生じるなど、事業経営に影響が及ぶことから条例等の制定は馴染まないと考え、計画には反映しないこととします。 なお、このご意見の主訴と考えられるバリアフリーの推進については、「No. 2」の市の考え方とおりです。